

商店街にぎわい施設・設備整備事業

1 趣 旨

商店街が行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して後押しする。

2 事業内容

<p>補助対象事業</p>	<p>商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。</p> <p>【例】</p> <p>①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線 LAN、ファサード看板、ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AED など</p> <p>②防犯カメラ</p>								
<p>補助対象者</p>	<p>商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等</p>								
<p>補助率</p>	<p><①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修></p> <p>1 / 3以内 (かつ市町村が補助する額の範囲内)</p> <p><②防犯カメラの新設及び改修></p> <p>1 / 2以内 (かつ市町村が補助する額の 1.5 倍以内)</p>								
<p>限度額</p>	<p>2, 000 千円 (下限: 200 千円)</p>								
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助 								
<p>スケジュール (見込み)</p>	<table border="0"> <tr> <td>3月～</td> <td>希望調査実施</td> </tr> <tr> <td>希望調査票提出後</td> <td>ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>6月～</td> <td>内示</td> </tr> <tr> <td>内示後1ヶ月以内</td> <td>交付申請書の提出</td> </tr> </table>	3月～	希望調査実施	希望調査票提出後	ヒアリング	6月～	内示	内示後1ヶ月以内	交付申請書の提出
3月～	希望調査実施								
希望調査票提出後	ヒアリング								
6月～	内示								
内示後1ヶ月以内	交付申請書の提出								